

奔 はやしお 潮

地域再生計画の取組

大阪府企画調整部企画室主査

吉田章夫

地方が主役の地域再生

わが国においては、急速な少子高齢化や人口減少社会の到来、地球規模でのグローバル化の進展による産業構造の変化等、社会情勢が大きく変化している。その中で、特に地方公共団体は、これまでの中央集権型から地方の実情やニーズに合わせた行政を行う地方分権型の社会体制への変革、自己決定による行政運営が求められるとともに、自主的かつ自立的に地域経済の活性化、地域活力の再生を総合的に推進して、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することが求められている。「地域再生」は、このような情勢を背景として設けられた制度で、平成16年2月に「地域再生推進のためのプログラム」が策定されて本格的な取組が始まったが、さらに地域再生の取組を強化し、恒久的に行うため、平成17年4月に地域再生法が施行された。

地域再生のしくみと支援策

地域再生は、地域が主体になって行う自主的、自立的な取組により、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進する制度である。構造改革特区が規制緩和により地域の活性化を図るものに対し、地域再生は、①地域の知恵と工夫の競争のサポート、②補助金改革等による自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正、成果主義的な政策への転換、③民間のノウハウ、資金等の活用促進を行うことを基本的な方針として、地域の自主的な取組に対して国が交付金や課税の特例などの支援を行うものである。具体的には、申請された地域再生計画が内閣総理大臣によって認定さ

れると、地域再生法に基づく以下のような支援を受けることができる。

第一に、事業に要する経費に充てるため、道整備交付金、汚水処理施設整備交付金及び港整備交付金の3種類の地域再生基盤強化交付金の交付を受けることができる。具体的には、それぞれ省庁や所管部局の異なる市町村道、広域農道及び林道のある地域で一体的に整備する場合、従来は地方公共団体が所管省庁に対し事業ごとに毎年度予算や計画を調整して補助金の申請を行ってきたのに対し、地方が道関係の異なる2以上の施設の整備を行う地域再生計画を策定し、それが認定されると、一括で内閣府から道整備交付金が交付される。さらに地方公共団体の判断で交付金の年度間の流用や他の類似事業への充当ができるとされている。

第二に、地域再生に資する事業を行う株式会社への出資者は、出資に対する税制上の特例措置として投資額控除や損失繰延等の課税の特例措置を受けることができる。

第三に、地域再生に必要な補助対象財産の転用を行う場合に、転用承認手続きが簡素化・迅速化される。

以上の地域再生法に基づく特例のほかに、

- ・地域再生に資するNPO等の活動支援
- ・公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
- ・公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置
- ・地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)等の支援措置を受けることができる。

なお、平成18年度からは、現行では単独での活用のみである地域介護・福祉空間整備等交付金、むらづくり交付金、漁村再生交付金、地域住宅交付金の4種類の交付金についても、うち2種類以上の交付

金の総合的な活用を図ろうとする場合には地域再生計画として申請することが可能となる。

大阪府と府域の市町村の 地域再生計画の動き

大阪府が申請主体となった地域再生計画の取組としては、高槻市と共同申請した「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」（平成16年6月認定）と河内長野市と共同申請した「いわわき農と緑のふるさと地域再生計画」（平成17年6月認定）の2つがある。

「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」は、急速な都市化の進展や少子高齢化に伴い、弱体化が生じている地域コミュニティを活性化させることを目的として、地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携、補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化等の支援措置等により、コミュニティ活動を支える担い手の確保、活動の拠点づくり、活動領域の拡大を図るものである。

また、「いわわき農と緑のふるさと地域再生計画」は、農家の高齢化、耕地面積の減少や地域住民の生活環境の改善ニーズ等を踏まえ、地域産業の活性化や地域交流の促進及び生活の利便性向上による定住環境の改善を目的として、地域再生基盤強化交付金（道整備交付金）を活用し、地域の広域農道、市道及び林道の整備を行うことにより、農産物の輸送体制の強化、地域交流の促進及び生活利便性の向上等を図り、農林業の振興と定住環境の改善を図るものである。

また、大阪府内で市町村単独による申請で実現した地域再生計画は、地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）を活用した2計画と、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）を含む5計画と、その他1計画の現在8計画であり、雇用関係の計画が多い状況である。これは、地域再生の支援措置については、例えば交付金については、対象となる複数の施設を整備している市町村が非常に少ないことや、補助対象施設の転用については、人口減による廃校などの用途廃止が他府県よりも少ない

と考えられることから、府内では活用できる事例が少ないのではないかと推測される。

こうしたことが影響していると思われるが、府を含め府域の市町村の地域再生計画の取組は、認定件数の上では必ずしも活発であるとはいえない。しかし、これからの地方分権社会における地方公共団体としては、地方の裁量で独自の取組を展開することができる地域再生計画を、地方が自立し責任ある行政を行うための一つのツールとして、積極的に活用を進めていくべきであると考えられる。そのためには、府や府内市町村は、域内における課題や特徴を把握し、独自性ある企画をしていく必要がある。具体的には、地域の人材育成や活性化の推進を図りたいのであれば、地域において何があって何が不足しているのか（いわゆる「強み」と「弱み」）、例えば域内において核となるNPO活動は比較的活発に行われているが、活動拠点が不足しているなら、地域にある余裕教室や廃校跡の転用や活用を図るなど、地域独自のめざすべき姿を明確にし、その上で地域の課題を正確に把握するとともに地域のポテンシャルを活用できるようなアイデア出しを行う必要がある。この他にも、府や市町村には、犯罪に強い地域づくりをはじめ、不況に伴う失業率を改善するための雇用対策や、国際競争力のある観光地づくり等のさまざまな目指すべき地域の課題があるが、逆に府域には、民間活力が強く、NPO活動も盛んである風土や、他に類を見ない大阪文化等の極めて高い地域のポテンシャルがあり、アイデア次第でこれらを組み合わせ活用した地域再生の取組もまだまだ可能である。

特に、府内には数多くの大学が立地しており、大学と地域との連携も重要である。国においては、地域の大学の活性化・活用を促進する「地域の知の拠点再生プログラム（仮称）」が検討されており、平成18年1月を目途に支援措置の内容が決定されることとなっているので、その動向を十分把握し、活用を検討していただきたいと考える。

また、今後、行革の推進や少子高齢化の進展により、用途廃止が必要な補助対象施設が増えることも予想される。このため、補助対象施設の転用（地方

債繰上償還免除、転用事業へのリニューアル債の措置を含む)についても併せて活用を検討していくことが必要である。特に市町村は住民にとって最も身近な自治体であり、地域における住民ニーズを踏まえた制度活用を行いやすい。

一方、市町村での取組における課題としては、総合調整等を行う企画部門と特定事業を担当する事業部局との情報共有・連携をこれまで以上に行うことも必要ではないかと考える。制度をうまく活かすためには、企画部門としては、各事業課に対して制度趣旨を再度周知して情報の提供・共有を強く呼びかけることはもとより、同様の規模や課題を有する市町村同士がお互い情報交換を行う機会を設けたり、あるいは、市町村内で課題となっている事業につい

て、地域再生計画を策定した実績を持つ他の市町村に対してヒアリングを行い、その市町村がどのようにして計画を立てたのかそのノウハウを聞いたりするなど、さらに積極的な取組も必要であると考え。府としても、毎年市町村ブロック別会議を開催し、各市町村がそれぞれの取組状況を発表し、意見交換を行う機会を設けたり、また、府の担当職員が各都道府県単位で選任されている地域再生伝道師として市町村からの要望があれば別途講演や相談を行うなどの準備をしているので、各市町村におかれては是非積極的に利用していただき、地域再生の取組を一層推進していただきたい。

大阪府内で実現した地域再生計画

